

議案第52号

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例

新居浜市火災予防条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第35条—第42条）」を

「第5章 避難管理（第35条—第42条）」を

第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」に改める。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

（9）の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して
使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「前条第1項第1号から第9号まで」を「前条第1項第1号から第9号の2まで」に改める。

第21条第2項及び第22条中「第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号」
を「第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での

催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

（1）防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

（2）対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

（3）対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第6号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

（4）対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

（5）火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第45条に次の1号を加える。

（6）祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露

店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第49条に次の1号を加える。

(4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

提案理由

消防法施行令等の一部改正に伴い、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備を行うため、及び屋外催しに係る防火管理に関する事項等を定めるため、本案を提出する。